

私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る修学支援アドバイザー配置事業実施要領

(趣旨)

第1 私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施要綱(平成27年8月24日施行。以下「実施要綱」という。)第2第1項第2号に規定される事業について、予算の範囲内において、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る修学支援アドバイザー配置事業における講演会及び相談会(以下「講演会等」という。)を実施するものとし、その実施に必要な手続に関しては、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要領において「支援校」とは、実施要綱第3の規定による支援校をいう。
- (2) この要領において「支援対象生徒」とは、実施要綱第4の規定による支援対象生徒をいう。
- (3) この要領において「計画書」とは、実施要綱第5第3項の規定による知事の承認を受けた私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施計画書、又は実施要綱第6第2項の規定による知事の変更の承認を受けた私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業変更実施計画書をいう。

(講演会等の開催場所及び開催日時)

第3 講演会等の開催場所及び開催日時は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催場所は、開催を希望する支援校の校舎内とする。ただし、知事が必要と認める場合には、一の支援校の校舎内で複数の支援校に係る講演会を開催することもできる。
- (2) 開催日時は、知事が支援校と調整して決定する。

(利用者)

第4 講演会等を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象生徒
 - (2) その他支援校に在籍する生徒で知事が特に認める者
- 2 講演会等の利用に際しては、必ず利用者が在籍する支援校の教職員が同伴すること。
- 3 支援校及び前項の規定に基づき利用者に同伴する教職員は、講演会等の利用に係る利用者の意向を尊重するとともに、利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱に十分配慮すること。

(修学支援アドバイザーの要件)

第5 修学支援アドバイザーは、専門学校生の財政的生活設計に係る助言を実施するために必要な専門的な知識及び経験を有する者とする。

(修学支援アドバイザーの業務の内容等)

第6 修学支援アドバイザーの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 講演会
 - (2) 相談会
- 2 前項の規定による業務の講演及び相談内容は次のとおりとする。
- (1) 日本学生支援機構や民間団体による奨学金等の情報提供に関すること。
 - (2) 利用者の専門学校入学から卒業までに要する教育資金・貸与型奨学金の返済計画(ファイナンシャルプラン)に係る助言に関すること。
 - (3) その他利用者の財政的生活設計に係る助言に関すること。
- 3 知事は、講演会等に係る支援校の利用申込み状況に応じ、修学支援アドバイザーと事前協議の上、講

演会業務等に係る担当日及び担当時間を決定する。

- 4 修学支援アドバイザーは、第1項の業務を行った場合は、遅滞なく報告書（第1号様式）を作成し提出するものとする。

（信用失墜行為の禁止等）

- 第7 修学支援アドバイザーは、県の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 修学支援アドバイザーは職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（謝金等）

- 第8 修学支援アドバイザーの業務に係る謝金は、次のとおり知事が負担する。
 - (1) 講演会 担当日の講演業務担当時間に応じて支払うものとする。
 - (2) 相談会 担当日の相談業務担当時間数に応じて支払うものとする。
- 2 修学支援アドバイザーの業務に係る旅費については、県の規定に準じ別途実費を支払う。

（謝金等の支給方法）

- 第9 謝金等の支給方法は、月の初日からその月の末日までの間における講演回数又は相談時間数により算出した額を翌月末日までに口座振込みにより支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたるときは、この限りでない。

（修学支援アドバイザーの解嘱）

- 第10 修学支援アドバイザーが、次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱とする。
 - (1) その者の都合により解嘱を申し出て、知事が認めたとき。
 - (2) 死亡したとき。
- 2 知事は、修学支援アドバイザーが、次の各号のいずれかに該当するときは解嘱することができる。
 - (1) 勤務成績が著しく不良で、改善の見込みがない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 事業の縮小、廃止若しくは完了又は予算の減少により解嘱がやむを得ない場合
 - (4) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (6) 宮城県において、懲戒免職の処分を受け、又はこの要領に基づき懲戒解雇され、当該処分の日から2年を経過しないことが判明した場合
 - (7) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
 - (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

（講演会等への利用申込み）

- 第11 自校での講演会の開催を希望する支援校は、知事が別に定める期日までに講演会利用申込書（第2号様式）を知事に提出すること。
- 2 相談会への申込みは、原則として予約制とし、相談会の利用を希望する支援対象生徒等が存在する支援校は、知事が別に定める期日までに相談会利用申込書（第3号様式）を知事に提出すること。
- 3 知事は、前2項の申込内容が適正と認められる場合は、講演会等の開催等の日時を決定し、支援校に通知する。

(利用報告書の提出)

第12 利用者及び当該利用者が在籍する支援校は、講演会等の利用後、知事が別に定める日までに利用報告書(第4号様式)を知事に提出するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月24日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月19日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から施行し、令和元年度の事業から適用する。